広島県告示第二百九十七号

者に管理させる港湾施設)の一部を次のように改正する。 平成十七年広島県告示第千三百号(広島県港湾施設管理条例の規定により知事が指定管理

平成二十六年四月一日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

表広島港の部荷さばき施設の款中

にをにをにをにをに、さ cc c
--

「「不能を一般の一般である。」

	新涯野積場二	Γ.	新涯野積	新涯野積場
	荡 二号		場二号	場一号
	福山市新涯町二丁目ヲ四一番九七			福山市新涯町二丁目ヲ四一番九七
_	_ に改め、	· L		を

同部廃棄物処理施設の款を削る。